

事務連絡  
令和2年1月24日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市町村担当課  
各都道府県公営企業担当課  
各指定都市財政担当課  
各指定都市公営企業担当課  
各企業団財政担当課  
(都道府県指定都市が加入するもの)

御中

総務省自治財政局公営企業課  
総務省自治財政局公営企業経営室  
総務省自治財政局準公営企業室

#### 令和2年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について

総務省においては、現在、令和2年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては財政措置等について確定を見るに至ってはおりませんが、地方公共団体における公営企業等に関する予算編成作業等の状況に鑑み、さしあたり現段階における令和2年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

## 第1 公営企業の更なる経営改革の推進

今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中において、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用による「見える化」を推進することが求められる。各公営企業においては、以下の留意事項等を踏まえ、持続可能な経営の確保に向けた積極的な取組を推進されたい。

### 1 経営戦略の策定・改定の推進

#### (1) 経営戦略の策定の推進

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画であり、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものである。平成31年3月末日までに57.4%の事業が策定を終え、これに基づく計画的な企業運営を行っているところであり、その一部では既に当該経営戦略の改定に向けた検討を進めている。現時点で経営戦略が未策定である事業については、早急に策定作業を進め、策定期限である令和2年度までに確実に策定を完了されたい。

また、令和2年度においても、地方公共団体金融機構と開催地の都道府県との共催により、全国ブロック単位での「経営戦略策定・改定実務講習会」の実施を予定しているので、ご協力いただきたい。

#### (2) 質を高めるための改定の推進

経営戦略については、人口推計の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、抜本的な改革やストックマネジメント、料金改定を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討及び経営戦略の改定を行うことで、より質の高い経営戦略となるよう検討されたい。経営戦略の策定・改定に係る詳細については、平成31年3月に公表した「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書である「経営戦略策定・改定マニュアル」を参照されたい。

(参考：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouei\\_ryui.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html))

#### (3) 計画的な料金水準の改定

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」の改定に当たり、財源構成の一つとして料金の水準についても検討することになるが、地方公営企業の料金については、公正妥当なもので、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされている。このことを踏まえ、料金の設定に当たっては、次の事項に留意されたい。

- ・ 社会情勢、経営環境の変化に応じて適切な料金となるよう、3年から5年ごとの経

営戦略の改定の際に料金水準等を検証し、必要な改定の検討を行うこと。その際、施設の老朽化の実態や経営の将来見通しについて住民や議会にわかりやすく公表し、議論すること。

- ・ 総括原価主義の原則に基づき、狭義の原価に事業報酬を加えた原価を基礎とすること。その際、経営改善・合理化を一層徹底し、原価を極力抑制するとともに、特に水道事業や下水道事業など、将来にわたって安定的に事業を継続する必要がある事業については、施設の計画的な更新の原資を確保するため、事業報酬として必要な資産維持費を算定することを検討すること。
- ・ 人口減少等の経営環境の変化に対応するため、将来にわたり健全な経営を確保できる水準とするとともに、料金体系（例えば、基本料金と従量料金の比率等）についても適切に配慮すること。

#### (4) 地方財政措置等

経営戦略の策定・改定に要する経費については、上記を踏まえた策定・改定が推進されるとの前提の下で、令和2年度まで特別交付税措置を講ずることとしている。また、水道事業及び下水道事業の広域化に係る調査・検討に要する経費について、当該特別交付税措置の対象とした上で、上限額を引き上げることとしている。

なお、経営戦略の策定期限後の令和3年度から、公営企業債の起債の同意等手続きにおいて、当該起債に係る収支相償を確認するための資料に経営戦略を活用することを検討しているため、留意されたい。

## 2 公営企業の抜本的な改革の推進

### (1) 総論

抜本的な改革の検討に当たっては、事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性及び事業としての持続可能性について検証するとともに、経営形態のあり方について検討を行うことが必要であり、事業ごとの特性に応じて、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用という4つの方向性を基本として検討する必要がある。なお、水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されていることから、改革の4つの方向性のうち、広域化等及び民間活用の検討が求められる。

### (2) 広域化の推進

広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できることから、各公営企業において積極的に取組を推進されたい。第2にあるとおり、特に、水道事業及び下水道事業については、令和4年度までの「水道広域化推進プラン」又は「広域化・共同化計画」の策定に取り組まされたい。その際、広域化には、事業の経営統合のほか、施設や水質管理システム等の共同利用、管理事務の共同発注等の多様な手法があることを踏まえ、地域の実情に沿った検討を行われたい。病院事業については、「新公立病院改革プラン」に基づき、再編・ネットワーク化に取り組まれたい。

### (3) 民間活用の推進

民間活用については、民間の資金・ノウハウの活用による効率化効果が期待できることから、PPP/PFI をはじめとして、民間委託や指定管理者制度の導入、地方独立行政法人の設立など、多様な手法について積極的かつ計画的に導入を検討されたい。

このうち、PPP/PFI については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成 12 年 3 月 29 日付け自治調第 25 号自治省財政局長通知）において、PFI 事業に係る施設整備に要する経費について、直営事業の場合と同等の地方財政措置を講ずることとされている。

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年 6 月 21 日 民間資金等活用事業推進会議決定）においては、民間の経営原理を導入するコンセッション事業（公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業。以下同じ。）を活用することが重要であるとされるとともに、水道、下水道、公営水力発電、工業用水道等が重点分野として指定され、各重点分野について、3 年間で具体化すべき事業案件を数値目標として設定することとされている。

また、平成 30 年度の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）の改正により、水道事業及び下水道事業において公共施設等運営権方式を導入する場合に、当該事業に係る施設の改修等に充てた旧公営企業金融公庫資金等について、補償金の支払いを免除しての繰上償還の実施が可能とされている。

なお、地方公営企業におけるコンセッション事業の活用状況を踏まえ、関係経費の会計上の取扱いについて、その明確化を検討することとしているため、留意されたい。

### (4) 取組の横展開

公営企業における抜本的な改革の検討に資するよう、毎事業年度、その取組状況について調査・公表を行っている。平成 30 年度においては、事業廃止 106 件、民営化・民間譲渡 16 件、広域化等 47 件など、各事業の特性に応じた取組が行われている。

また、先進的・優良的な事例をとりまとめた「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」を毎年度更新し、公表している。昨年 4 月には都道府県の市区町村に対する支援の取組事例を新たに追加するなど、充実を図った上で、地方公共団体への周知を行っているところであり、各公営企業において、更なる経営改革の推進に向けて積極的に活用されたい。

### 3 公営企業の「見える化」の推進

#### (1) 公営企業会計の適用拡大

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 18 号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 19 号総務省自治財政局長通知）により、下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、令和元年度までに集中的に取組を推進するよう要請してきたところである。これにより、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村については取組に大幅な進捗が見られる一方、人口 3 万人未満の市区町村については団体によって取組の進捗に差異が見られるなど、一層の取組が求められる状況にある。

このため、「公営企業会計の更なる適用の推進について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 9 号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 10 号総務省自治財政局長通知）により、重点事業について、人口 3 万人未満の市区町村においても令和 5 年度までに公営企業会計への移行が必要であることとしているので、各地方公共団体においては、一層の取組を推進されたい。

併せて、都道府県においては、市区町村が円滑に移行を進めることができるよう、都道府県内の市区町村が参加する連絡会議等を設置の上、個別の市区町村の取組状況を踏まえた適切な助言等について、引き続きご協力いただきたい。

総務省においても、各地方公共団体において公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、昨年 3 月に「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を改訂したほか、引き続き、4 に掲げる「公営企業経営アドバイザー派遣事業」を活用したモデル事業及び「公営企業経営支援人材ネット事業」の充実強化を図ることとしているので、積極的に活用されたい。

（参考：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouei\\_kaikei.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)）

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

#### ① 公営企業会計の適用に要する経費

固定資産台帳の整備やシステム改修等、公営企業会計の適用に要する経費について、その全額を公営企業債（公営企業会計適用債）の対象とすることとしている。下水道事業及び簡易水道事業については、その元利償還金に対し、引き続き普通交付税措置を講ずることとし、その他の事業については、その元利償還金の 1/2 を一般会計からの繰出しの対象とした上で、当該繰出しに対し、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている（令和元～5 年度）。

#### ② 都道府県が行う市区町村への支援に要する経費

連絡会議・研修会等の開催や、専門人材の活用による個別相談会の実施など、都道府県が行う市区町村への支援に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和元～5 年度）。

#### ③ 資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事

業とで発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能額が減少する場合について、適用後3年間の激変緩和措置を引き続き講ずることとしている。

#### (2) 経営比較分析表

平成27年度から各公営企業において作成・公表している経営比較分析表については、平成30年度までに水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業（自動車運送事業）、電気事業、観光施設事業（休養宿泊施設事業）、駐車場整備事業及び病院事業の8分野を作成・公表の対象としている。また、令和元年度から、新たに工業用水道事業を作成・公表の対象に加えることとしている。今後とも、更なる活用の推進に向けて充実を図ることとしているため、各公営企業の経営分析に当たり、積極的に活用されたい。

### 4 人的支援

#### (1) 公営企業経営アドバイザー派遣事業

平成7年度から実施している公営企業経営アドバイザー派遣事業については、公営企業の経営効率化等の観点から、公営企業会計の適用、経営戦略の策定・改定及び広域化等の検討等についての助言や、第三セクターの経営の健全化・効率化等についての助言を行うことを目的として、全額国費により実施している。令和元年度から実施している、公営企業会計の適用について人口3万人未満の市区町村を対象に年間を通じて複数回の派遣を行うモデル事業については、年度当初から速やかに派遣を開始できるよう、令和2年度予算の成立後、新規の対象団体の募集を行う予定である。

#### (2) 公営企業経営支援人材ネット事業

外部専門家を招へいし、指導・助言を受ける公営企業経営支援人材ネット事業については、平成28年度の制度創設以降、登録人材の拡大に努めている。令和2年度に本事業の対象となる外部専門家のリストについては、更なる活用拡大のため、都道府県及び指定都市から推薦をいただき、3月末日までに総務省ホームページで公表することとしている。これを参照の上、経営改革の推進に向けて、積極的に活用されたい。なお、本事業に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

(参考：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/jinzai\\_net.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/jinzai_net.html))



## 第2 各事業における課題とその対策

### 1 水道事業

#### (1) 広域化の推進

水道事業における抜本的な改革の中でも、複数の市町村が市町村の区域を越え、連携して又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進することが必要である。

このため、「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総財第85号・生食発0125第4号総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）により、地域の実情に応じた多様な広域化を進めるため、各都道府県において、「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定するよう要請しており、都道府県においては同プランの策定及びその取組を推進するとともに、水道事業者である市町村等においては、都道府県とともに同プランに基づく水道事業の広域化に積極的に取り組まれない。なお、「水道広域化推進プラン」の策定に向けた取組を支援するため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を発売し、策定に当たっての実務上の参考資料として、プランの全体像や標準的な記載事項等を示している。

(参考：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/02zaisei06\\_03000052.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/02zaisei06_03000052.html))

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

#### ① 「水道広域化推進プラン」に基づく事業に要する経費

「水道広域化推進プラン」に基づく広域化に伴い必要となる施設の整備に要する経費について、地方負担額の1/2を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費に充当した一般会計出資債の元利償還金の60%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

#### ② 「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費

都道府県が実施する広域化に係るシミュレーション経費など、「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和元～4年度）。

#### ③ 経営統合に伴う高料金対策に係る激変緩和措置

経営統合を行った上水道事業について、統合後の上水道事業において算定した高料金対策の額が、統合前の事業における高料金対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から10年間の激変緩和措置（差額に一定率を乗じて算定。6年目以降、段階的に縮減。）を引き続き講ずることとしている。

#### ④ 市町村の広域化の調査・検討に要する経費

水道事業の広域化に係る調査・検討に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている（第1の1(4)参照）。

## (2) その他の取組の推進

水道は住民生活に必要不可欠なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、国民生活に大きな影響を与えることから、全ての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、適切なストックマネジメントのもと着実な更新投資を進めるとともに、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFI 等の民間活用の取組についても積極的に検討されたい。

水道事業の経営基盤を強化するためには、ICT 等の先端技術の活用による業務の効率化も重要となる。既に多くの水道事業において、浄水場等における集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されているが、水道スマートメーターによる自動検針や漏水情報の自動収集など、更なる活用を検討されたい。

上水道事業の旧簡易水道区域における施設整備の円滑な実施を図るため、国庫補助（簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業）の対象となった建設改良事業について、地方財政措置を講ずることとしている。

令和元年度末をもって、厚生労働省が定めた簡易水道事業統合の推進期間が終了することから、新たに研究会を設け、旧簡易水道区域を抱える上水道事業の経営状況を総合的に分析した上で、財政措置のあり方を含め、持続可能な経営を確保する方策について検討することとしている。

## 2 下水道事業

### (1) 広域化・共同化の推進

スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できる広域化・共同化のうち、最も財政効果が高い類型は、管渠の接続によって処理場の統廃合を行う場合であり、市町村内の事業の接続も含め検討されたい。その際、市町村間の接続は、接続先市町村における処理場の余剰能力を活用した新たな収入確保策として有効である。

特に市町村間の広域化・共同化の推進に当たっては、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成 30 年 1 月 17 日付け総財準第 1 号・29 農振第 1698 号・29 水港第 2464 号・国下事第 56 号・環循適発第 1801171 号総務省自治財政局準公営企業室長等通知）も踏まえ、協議が円滑に進展するよう広域行政を所管する都道府県が積極的に主導し、当事者間の調整に取り組まれたい。

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

#### ① 広域化・共同化に伴う施設整備に要する経費

広域化・共同化に伴い必要となる施設の整備に要する経費について、処理区域内人口密度に応じ、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の 28%～56%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

#### ② 「広域化・共同化計画」の策定等に要する経費

都道府県が実施する「広域化・共同化計画」の策定や市町村の広域化・共同化の支援に要する経費等について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和元～4 年度）。



### ③ 事業統合に伴う高資本費対策に係る激変緩和措置

事業統合を行った下水道事業について、統合後の下水道事業において算定した高資本費対策の額が、統合前の事業における高資本費対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から 10 年間の激変緩和措置（差額に一定率を乗じて算定。6 年目以降、段階的に縮減。）を引き続き講ずることとしている。

### ④ 市町村の広域化・共同化の調査・検討に要する経費

下水道事業の広域化・共同化に係る調査・検討に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている（第 1 の 1 (4) 参照）。

## (2) その他の取組の推進

汚水処理施設の整備に当たっては、地理的・社会的条件に応じ、各種汚水処理施設の中から最適なものを選択し、計画的・効率的に整備を行う最適化が重要である。人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種汚水処理施設の整備区域の適切な見直しに取り組まれない。

職員（特に技術職員）が減少する中で、将来にわたり安定的に事業を継続するには、効率的に維持管理等を行うことが必要であり、指定管理者制度や包括的民間委託、コンセッションを含む PPP/PFI、事業や団体を越えた事務委託の共同発注など、民間活用の取組についても積極的に検討されたい。また、ICT を活用した処理場の遠隔監視等について、広域化・共同化を促進する観点からも導入を検討されたい。

今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上の影響が大きくなると見込まれることから、経営戦略やストックマネジメント計画の策定を通じて計画的に点検・調査及び修繕・改築を行うなど、適切なストックマネジメントのもと、施設の長寿命化や事業量の平準化に努められたい。

経営及び資産の状況を的確に把握し、持続的な経営を確保するとともに、広域化・共同化等の経営改革を推進するためにも、公営企業会計の更なる適用拡大に取り組まれない。

## (3) 「下水道財政のあり方に関する研究会」

「下水道財政のあり方に関する研究会」において、下水道事業の持続的な経営の確保に向けた対応策について引き続き検討を行っているが、高資本費対策など下水道財政に影響の大きい制度について議論を行っているため、その動向を注視いただきたい。同研究会における検討内容及び中間報告書については、総務省ホームページを参照されたい。

（参考：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/gesuidougyousei\\_h29/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/gesuidougyousei_h29/index.html)）

## 3 病院事業

### (1) 経営改革の推進

病院事業については、公立病院を経営する地方公共団体において、「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月 31 日付け総財準第 59 号総務省自治財政局長通知）を踏まえ策定した「新公立病院改革プラン」に基づき、地域医療構想の実現に向けた取組と整合を図りながら、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入

を含む経営形態の見直し、経営の効率化等の着実な実施に取り組まれない。

また、令和2年夏頃を目処に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、各公立病院に対して、令和3年度以降の更なる改革プランの策定を要請することとしており、当該改革プランの策定に当たっては、厚生労働省が発出した「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け厚生労働省医政局長通知）を受けて各地域の地域医療構想調整会議において行われる議論等も踏まえられたい。

なお、地域の実情を踏まえた公立病院の果たすべき役割として、例えば、病院の施設・設備や人的資源の有効活用等の観点から地域において受け皿が不足している病児保育の実施に取り組むなど、地域貢献の取組についても積極的に検討するよう努められたい。

## (2) 地方財政措置

再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について、引き続き地方財政措置を講ずることとしているほか、不採算医療・特殊医療等について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる不採算地区の中核的な公立病院について、その機能を維持するための繰出しに対して、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

具体的には、不採算地区に所在する100床以上500床未満の許可病床を有する公立病院であって、二次救急医療機関又は三次救急医療機関であり、かつ、へき地拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けている病院について、医師確保に要する経費や災害拠点等としての機能維持に要する経費など、中核的病院の機能を維持するために特に必要な経費に係る繰出しに対して、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

また、現行の不採算地区病院に対する特別交付税措置について、特に病床数が少ない病院を中心に措置を拡充することとしている。

これらの不採算地区の病院に対する措置については、現行の「新公立病院改革プラン」に続く令和3年度以降の更なる改革プランの策定を要件とすることとしている。

さらに、公立病院が果たしている役割を踏まえ、周産期医療、小児医療、小児救急及び救命救急センターに対する特別交付税措置を概ね2割程度拡充することとしている。

なお、上記の特別交付税措置の拡充と併せて、普通交付税の病床数に応じた措置については、必ずしも経費が病床数に比例しない実態等を踏まえ、当該普通交付税による措置を見直すとともに、これまで特別交付税により措置していた基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費及び共済追加費用の負担に要する経費を措置することとしている。この結果、病床当たりの単価は減少する見込みである。

## 4 その他の事業

バス事業については、リフト付き車両の導入に要する経費に係る一般会計からの繰出しに対して、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

観光施設事業及び宅地造成事業については、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成23年12月28日付け総財公第146号・総財準第21号総務副大臣通知）の趣旨等を踏まえ、適切に対処されたい。

### 第3 その他諸課題への対応

#### 1 3か年緊急対策及び今般の豪雨災害等を踏まえた対応

水道事業、下水道事業、病院事業等について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を受けた重要インフラの機能維持への対応が求められているが、今般の豪雨災害においても、施設の停電、土砂災害、浸水等の被害が発生しており、その対策が急務となっている。

こうした状況を踏まえ、水道事業については浄水場や配水場、ポンプ場、下水道事業については処理場やポンプ場における自家発電設備、土砂流入防止壁、防水扉等の整備の強化に取り組まれない。その際、水道事業については、災害対策事業の対象を拡大し、新たに土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁や津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域等における防水扉等の整備に要する経費について、地方財政措置を講ずることとしていることに留意されたい。

また、病院事業については、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）の災害拠点病院指定要件も踏まえ、特に緊急に実施すべき対策として掲げられた災害拠点病院等の耐震整備、自家発電設備の燃料確保及び給水設備の強化に取り組まれない。その際、「災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」（平成21年4月1日付け総財経第70号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）に基づき、通常の診療に必要な施設を上回る施設の整備について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていることに留意されたい。

#### 2 会計年度任用職員制度の施行への対応

地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）の施行により、新たに会計年度任用職員制度を創設し、任用根拠の明確化・適正化を図るとともに、会計年度任用職員に対し期末手当の支給を可能とするなど、勤務条件の適正化を図ることとされている。公営企業における会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の増加による公営企業繰出金の影響額について、地方財政計画の公営企業繰出金に48億円を計上し、地方交付税措置を講ずることとしている。

#### 3 第三セクター等の経営健全化の推進

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社をいう。以下同じ。）は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知）等を踏まえ、地方公共団体と関係を有する第三セクター等については、各地方公共団体において、引き続き経営健全化等に取り組まれない。

特に、財政的なりスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財公第26

号総務省自治財政局公営企業課長通知)により、一定の要件に該当するものについて、第三セクター等に係る経営健全化方針の策定を要請したところである。現時点では、令和元年度末までに90.4%の団体で策定済みとなる見込みであるが、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」(令和元年7月23日付け総財公第19号総務省自治財政局公営企業課長通知)を踏まえ、経営健全化方針を未策定の団体は速やかに策定いただきたい。また、策定済みの団体においては、策定した経営健全化方針に基づき一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表いただきたい。

さらに、平成30年度以降の決算で経営健全化方針の策定要件に該当した法人についても、随時、経営健全化方針の策定及び取組状況の公表に取り組まれない。

「令和2年度の地方財政対策及び地方債計画の概要(公営企業関係)」及び「令和2年度地方公営企業関係予算案主要項目」については、別添1・2のとおりであり、併せて参照されたい。

**【連絡先】**

(公営企業の抜本的な改革の推進、公営企業の「見える化」の推進、会計年度任用職員)  
自治財政局公営企業課 窪西事務官 電話：03-5253-5634 FAX：03-5253-5640

(経営戦略の策定・改定の推進、第三セクター等の経営健全化の推進)  
自治財政局公営企業課 小幡係長 電話：03-5253-5635 FAX：03-5253-5640

(公営企業会計の適用拡大、人的支援)  
自治財政局公営企業課 田部井係長 電話：03-5253-5634 FAX：03-5253-5640

(水道事業)  
自治財政局公営企業経営室 山本係長 電話：03-5253-5638 FAX：03-5253-5640

(交通事業)  
自治財政局公営企業経営室 仲田事務官 電話：03-5253-5639 FAX：03-5253-5640

(下水道事業)  
自治財政局準公営企業室 佐藤弘和係長 電話：03-5253-5643 FAX：03-5253-5640

(病院事業)  
自治財政局準公営企業室 佐藤弘康係長 電話：03-5253-5642 FAX：03-5253-5640

(観光施設事業、宅地造成事業)  
自治財政局準公営企業室 高野係長 電話：03-5253-5643 FAX：03-5253-5640